

# 仁愛訪問介護事業所運営規程

## (居宅介護・重度訪問介護)

### (事業の目的)

第1条 株式会社 仁愛ケアサービスが開設する仁愛訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、障害者総合支援法)に規定する居宅介護事業、重度訪問介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の居宅介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が障害者又は障害児(以下「利用者」という。)に対し適正な居宅介護、重度訪問介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、利用者の所在する市町、他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業者との連携に努めるものとする。

5 前4項のほか、居宅介護、重度訪問介護の実施にあたっては「福井市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年福井市条例第45号)」に定める内容のほか関係法令等を遵守する。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 仁愛訪問介護事業所
- 二 所在地 福井市乾徳4丁目4番7号

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 介護福祉士1名  
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 二 サービス提供責任者 介護福祉士5名  
サービス提供責任者は、事業所に対する居宅介護、重度訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、居宅介護計画又は重度訪問介護計画の作成等を行い、利用者及びその同居家族にその内容を説明する。

### 三 訪問介護員等

介護福祉士 7 名以上（常勤） 1 名以上（非常勤）

介護職員実務者研修課程修了者 1 名以上（非常勤）

介護職員初任者研修課程修了者 1 名以上（非常勤）

訪問介護員等は、居宅介護、重度訪問介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 年中無休

二 営業時間 24 時間

（居宅介護等の内容及び利用料等）

第 6 条 居宅介護、重度訪問介護の内容は次のとおりとし、居宅介護、重度訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

居宅介護、重度訪問介護

一 居宅介護計画等の作成

二 身体介護に関する内容

ア 食事の介護

イ 排泄の介護

ウ 衣類着脱の介護

エ 入浴の介護

オ 身体の清拭、洗髪

カ 通院介助

キ その他必要な身体の介護

三 家事援助に関する内容

ア 調理

イ 衣類の洗濯、補修

ウ 住居等の掃除、整理整頓

エ 生活必需品の買い物

オ 関係機関との連絡

カ その他必要な家事

四 通院等のための乗車又は降車の介助

通院等の介助について、当事業所の従業員が自ら運転して通院を支援

五 重度訪問介護に関する内容

入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助

六 二から五に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

2 第 11 条の通常の事業の実施地域を越えて行うサービスに要した交通費は、その区域との境界線からの実費請求とする。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

(事業の主たる対象者)

第7条 居宅介護の主たる対象者は次のとおりとする

- 一 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- 二 知的障害者（18歳未満の者を除く）
- 三 障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）

重度訪問介護の主たる対象者は次のとおりとする

- 一 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- 二 障害児（18歳未満の身体障害者のみ）

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、居宅介護、重度訪問介護を実施中に、利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応について)

第9条 当事業所は利用者に対する居宅介護・重度訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町等の各障害福祉担当課、利用者の家族、主治医等に連絡を行うとともに、原因究明、当面の対応および今後の措置等必要な対応を実施する。また、利用者に対する居宅介護・重度訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに実施する

(苦情処理体制及び手順について)

第10条 当事業所内に携帯電話による24時間対応による常設の窓口を設置し、利用者からの苦情があった場合は必要に応じて臨機応変にかつ迅速に対応する。

苦情処理担当者： 管理者 伊藤 真紀 TEL0776-26-6688

- 2 当事業所は、提供した居宅介護、重度訪問介護に関し、障害者総合支援法の規定により市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 当事業所は、提供した居宅介護、重度訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための手順
  - 一 当事業所は、利用者から居宅介護・重度訪問介護の内容等に苦情・相談等があった場合、まず事実関係等を確認し、利用者の不利益にならぬよう迅速かつ適切に対応する。また必要に応じて他サービス事業者等への連絡要請・改善要請等を行うとともに当該利用者に係る他サービス事業者等との連携によってケアプラン等の見直しあるいは変更を行う。
  - 二 当事業所は、提供した居宅介護・重度訪問介護に係る利用者からの苦情に関しては、窓口となる市町が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町職員からの質問もしくは照会に応じ、苦情に関して市町あるいは国保連が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合はそれに従って

必要な改善を行い、当該利用者との円満な解決に努める。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、福井市、坂井市の区域とする。

(個人情報の保護)

第12条 当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での障害福祉サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止のための措置)

第13条 当事業所内に携帯電話による24時間対応による常設の窓口を設置し、利用者からの連絡があった場合は必要に応じて臨機応変にかつ迅速に対応する。

虐待防止責任者 : 管理者 伊藤 真紀 TEL0776-26-6688

2 当事業所は、虐待防止委員会を設置(身体拘束・虐待防止委員会で設置済み)し、業務を通して利用者が家族等から虐待等を受けたと思われる状況を把握した場合は、速やかに市町等の関係窓口や地域包括支援センター等に通報相談し、対応協議するものとする。

また、従業者からの虐待に関しても基本的に同様の措置を採るものとするが、事業所側からの積極的な虐待防止の意味合いから、これまで同様に研修勉強会等は定期的実施し、介護職に限らず事業所の様々な職種(事務や調理員、運転手等)の支援者も含み実施する。また、新任職員やパート(短時間労働)の従事者へも特性を理解してもらえよう研修を行い、各勉強会等により自己啓発に努めるものとする。その他、苦情解決体制を整備し、該当者に関しては成年後見制度の利用支援を行うものとする。

(身体拘束の禁止)

第14条 身体拘束は原則禁止とする。ただし、切迫性、非代替性、一時性のすべての要件に該当した場合は、多職種協働で計画書を作成し、その内容を利用者及び家族に説明を行い、その内容について利用者及び家族の署名、捺印をもらった上で、期間を決めて実施するものとする。また、身体拘束・虐待防止適正化委員会を設置し、事業所側から積極的な身体拘束および虐待防止の適正化を図る意味合いから、研修等により自己啓発に努めるものとする。

(暴力団排除)

第15条 当事業所を運営する設置者、役員及び事業所の管理者その他の従業者は福井市暴力団排除条例(平成23年福井市条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難される関係を有する者であってはならない。

2 事業所はその運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(その他運営についての留意事項)

第16条 当事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1か月以内

二 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 苦情内容および事故内容はその処理内容を明記し5年間保管するものとする。

5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社 仁愛ケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

令和4年4月1日改定する。

令和5年4月1日改定する。

令和6年4月1日改定する。